

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【公表番号】特表2014-527113(P2014-527113A)

【公表日】平成26年10月9日(2014.10.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-056

【出願番号】特願2014-527587(P2014-527587)

【国際特許分類】

C 09 D 17/00 (2006.01)

C 01 F 11/18 (2006.01)

D 21 H 17/69 (2006.01)

【F I】

C 09 D 17/00

C 01 F 11/18 J

D 21 H 17/69

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年5月1日(2015.5.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

自己結合性顔料粒子懸濁液の調製のための本発明の方法の好ましい一実施形態によれば、工程a)の顔料材懸濁液は、炭酸カルシウム、炭酸カルシウム含有鉱物、混合カーボネットをベースとするフィラー、またはこの混合物を含む群より選択される顔料材を含み、該炭酸カルシウム含有鉱物は、好ましくはドロマイトを含み、該混合カーボネットをベースとするフィラーは、好ましくは、マグネシウムと会合したカルシウム(calcium associated with magnesium)、クレイ、タルク、タルク-炭酸カルシウム混合物、炭酸カルシウム-カオリン混合物、または天然炭酸カルシウムと水酸化アルミニウム、雲母との混合物、または合成もしくは天然纖維との混合物、または鉱物共構造(co-structure)であって、好ましくは、タルク-炭酸カルシウムまたはタルク-二酸化チタンまたは炭酸カルシウム-二酸化チタン共構造から選択される。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0048

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0048】

好ましい一実施形態によれば、混合カーボネットをベースとするフィラーは、マグネシウムと会合したカルシウムおよび類似体または誘導体、種々の物質、例えば、クレイもしくはタルクまたは類似体もしくは誘導体、ならびにこのようなフィラーの混合物、例えば、タルク-炭酸カルシウムもしくは炭酸カルシウム-カオリン混合物など、または天然炭酸カルシウムと水酸化アルミニウム、雲母、もしくは合成もしくは天然纖維との混合物、または例えば、タルク-炭酸カルシウムまたはタルク-二酸化チタンまたは炭酸カルシウム-二酸化チタン共構造のようないかなる鉱物の共構造から選択される。